千曲・坂城障がい者（児）基幹相談支援センターからのお知らせ

# 障がい者（児）相談会開催のお知らせ

千曲・坂城障がい者（児）基幹相談支援センターでは、毎月、身体・知的・精神・発達の各障がいに関する相談会を**町内２会場**で行っています。日頃悩んでいることや福祉サービスの利用などについてお気軽にご相談いただけます。

なお、予約制ではありませんが、できるだけ事前にご連絡をお願いします。

**【会場】**坂城町役場（３階）第５会議室

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **令和３年４月** | ７日 | 14日 | 21日 | 28日 |
| **６月** | ２日 | ９日 | 16日 | 23日 |
| **８月** | ４日 | 11日 | 18日 | 25日 |
| **10月** | ６日 | 13日 | 20日 | 27日 |
| **12月** | １日 | ８日 | 15日 | 22日 |
| **令和４年２月** | ２日 | ９日 | 16日 | ― |

**【会場】**坂城町老人福祉センター（１階）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **令和３年５月** | 12日 | 19日 | 26日 | ― |
| **７月** | ７日 | 14日 | 21日 | 28日 |
| **９月** | １日 | ８日 | 15日 | 22日 |
| **11月** | 10日 | 17日 | 24日 | ― |
| **令和４年１月** | ５日 | 12日 | 19日 | 26日 |
| **３月** | ２日 | ９日 | 16日 | 23日 |

※相談日はすべて水曜日、相談時間は各会場とも午後１時30分～４時です。

**◎問い合わせ先**　千曲・坂城障がい者（児）基幹相談支援センター（千曲市ふれあい福祉センター）
☎026－275－0548　FAX：026－214－3013

# 「松くい虫防除対策」住民説明会を開催します

町では、住民の健康への配慮を基本として、大切な松林の緑と環境を守り、防災面からの防除対策を強化するため、次のような対策を複合的、かつ総合的に進めています。

◆伐倒駆除及びくん蒸処理
◆特別防除（空中散布）
◆無人ヘリコプター散布
◆空中散布に係る気中濃度・河川水質などの農薬安全確認調査
◆樹幹注入
◆枯損木処理及び被害木の除去
◆県関係機関と連携した治山事業の推進
◆アカマツ植樹の取組み
◆根系感染対策

特に、風致地区であり、かつ急峻で伐倒駆除などの人の手で駆除あるいは予防が困難な場所（自在山及び葛尾山風致地区）においては、今年度も空中散布の実施を計画しています。

なお、葛尾山風致地区（苅屋原）では、無人ヘリコプターによる散布も行う予定です。

## 説明会にご参加ください

松くい虫防除対策に係る実施方法や安全対策についての説明会を開催しますので、ご参加ください。

**日時**　４月16日（金）
午後７時
**会場**　役場　講堂（３階）

## 健康への影響や症状のある方は申出書の提出を

健康への影響や症状のある方は、**「空中散布に関する申出書」**の提出をお願いします。申出書は商工農林課窓口へお申し付けいただくか、町ホームページからダウンロードしてください。

**提出先**　商工農林課農林整備係
**提出期限**　５月31日（月）

**◎問い合わせ先**
商工農林課農林整備係
☎８２―３１１１（内線１５５）
直通７５―６２０７
ＦＡＸ８２―３１３８
メール：
norin@town.sakaki.nagano.jp

# くらしのための固定資産税

令和３年度固定資産税は、令和３年１月１日時点の土地・家屋・償却資産の所有者の方に納めていただきます。（年の途中で所有権の移転があっても月割、日割にはなりません。）

納税通知書は４月中旬に発送する予定です。課税明細書をご確認いただき、ご不明な点は下記までお問い合わせください。

**◎問い合わせ先**　総務課税務係　☎82－3111（内線 143・144）
直通 75－6206

**固定資産税の納期限**

| | |
|---|---|
| 第１期 | ４月30日（金） |
| 第２期 | ８月２日（月） |
| 第３期 | ９月30日（木） |
| 第４期 | 11月30日（火） |

## 令和３年度は評価替えを実施しました（土地・家屋の評価額は３年ごとに見直されます）

**土地**　地価の変動などに基づき、評価額を見直しました。原則として令和３年度の評価額を３年間据え置きますが、地価の下落により、据え置くことが適当でない場合は、令和４・５年度に評価額を修正します。

**家屋**　過去３年間の建築物価の変動、建築年からの経過年数による老朽化などを考慮し、評価額の再計算を行いました。

**償却資産**　申告していただいた償却資産の取得価額から、耐用年数に応じて減価を行い、評価額としました。

## 固定資産税課税台帳（名寄帳）の閲覧

４月１日（木）から、令和３年度の固定資産税課税台帳の閲覧ができます。この台帳は、所有者ごとその所有する土地・家屋・償却資産が記載されており、閲覧できるのは所有者ご本人、借地・借家人の方などです。閲覧をご希望の方は、総務課税務係窓口で申請してください。

**申請に必要なもの**
○本人確認書類、印鑑
○借地・借家人の方が申請する場合は、対象となる土地または家屋が明記された賃貸借契約書
○代理の方が申請する場合は、委任状

**閲覧手数料**　１件　300 円
**無料閲覧期間**　４月１日（木）～４月 30 日（金）
※上記期間は、手数料がかからず閲覧ができます。ただし、写しが必要な場合は、コピー代（１枚 10 円）がかかります。

## 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

坂城町の固定資産税納税者の方は、町内全ての土地・家屋の固定資産税評価額を縦覧することができます。縦覧をご希望の方は、総務課税務係窓口で申請してください。

**申請に必要なもの**
○納税通知書、本人確認書類、印鑑
○代理の方が申請する場合は、委任状

**手数料**　無料
※写しの交付はできません

**縦覧期間**
４月１日（木）
～４月 30 日（金）

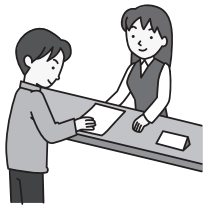

広　告　枠


**正規介護職員募集！**

グループホームとは　家庭的でこぢんまりとした生活空間で、少人数の認知症高齢者が継続的なグループを保ち、ケアを受けながら出来るだけ自立的な生活を送る為の “ケアの形態” です。

特　徴　「笑顔・安心・安全・家庭的」をモットーに、職員と入居者が「楽しく、活き活きと生活する」ことを大切にしています。
職　種　介護職員（資格不問、経験者優遇）
給　与　月給 150,000 円～ 195,000 円
待　遇　各種保険加入、通勤手当、夜勤手当、賞与（年2回）

業務内容　認知機能の低下に伴い、日常生活を営むのに支障のある高齢者に対し、食事、入浴、排泄などの介護業務に従事して頂きます。
勤務時間　① 7:00 ～ 16:00　② 9:00 ～ 18:00　③11:00 ～ 20:00
④17:00 ～ 10:00
①～④のシフト制
休　日　週休２日制（年休 105 日以上）
応募方法　お気軽にお問合せください！見学も可能です。

株式会社 あさまかい
グループホーム サンククロース
坂城町大字南条 657-1
電話 0268-81-3611　担当：髙山 まで